

基礎自治体における行政社会福祉職人材育成の現状と課題
—A市「社会福祉職人材育成に関わるアンケート調査」から—

○ 相模原市社会福祉協議会 隅河内 司 (008680)

キーワード：協働型政策形成、行政社会福祉職員、人材育成方針

1. 研究目的

介護保険法や障害者総合支援法の改正等により、地方自治における社会福祉行政運営の裁量も拡大する中、基礎自治体には地域の事情を踏まえた社会福祉政策の立案と推進が求められている。地方主権下の基礎自治体における社会福祉行政については、当事者と家族の限界性を踏まえた上で、権利としての生存権保障や公的責任の視点から炙り出される住民の生活問題を対象としながら、課題解決や軽減・緩和のために展開される「実践」と裏付けとなる制度・施策・サービスなどの「政策」とを緊密に連関させるため、住民との協働によるボトムアップ形態の政策形成（以下「協働型政策形成」）の視点が重要となる。

こうした地域の社会福祉政策を具現化するには、障害者の自立支援協議会や介護保険の協議会などの仕組みにおいて、地域課題と行政計画等を連動させる機能を持つコミュニティソーシャルワークを着実に進めるため、問題把握から施策案・事業案の創造までの政策形成の場面の中で、基本的な行政情報の提供から戦略的なアドバイスまでを協働の視点に立って使いこなす行政職員の存在が必要である。特に、福祉行政に携わる社会福祉専門職員（以下「行政社会福祉職員」）については、行政職員の性質から政策主体者側として政策意図の遂行という業務を担わされる一方で、福祉労働の思想性から民主主義や人権尊重という考え方にに基づき、福祉労働の良心を全面に出して人格、認識と一体となった技能を活用し、積極的に政策形成を図ることが期待されることからその姿勢や行動が問われる。本研究は、基礎自治体の社会福祉行政に求められるアドミニストレーションの重要な要素となる行政社会福祉職員の人材育成について、その現状と課題を探るものである。

2. 研究の視点および方法

本研究は、まずは基礎自治体の中でもより多くの権限が移譲され、社会福祉職が配置される業務が増加している政令指定都市を対象にして、社会福祉専門職の採用状況や人材育成の内容等を視점에置き行なった。方法としては、筆者が作成、実施に関与したA市の「社会福祉職人材育成に関わるアンケート調査」結果及び入手した資料を分析し、考察した。

3. 倫理的配慮

本研究は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針の内容を遵守する。

4. 研究結果

アンケートの調査対象は20自治体で、回答があった18自治体（回答率90%）のうち、一般事務職とは別に社会福祉職として職員採用を行っているのは16自治体であった。

行政社会福祉職員の人数については、詳細な数値の回答がなかった自治体を除く15自治体では、最大555人、最小21人、平均で約149人、また、各自治体職員に占める行政社会福祉職員の割合は、最大2.0%、最少0.3%、平均で1.3%であった。さらに、行政社会福祉職員全体のうち所属長の割合は、最大で9.8%の自治体もあるが、3分の2にあたる10自治体では行政社会福祉職の所属長は全くいない状況であった。

職員育成については、総合的に取り組むために方針やビジョンを定めているのは4自治体（25.0%）、定めていないのは12自治体（75.0%）であった。定められた方針等では、ミクロからメゾ、マクロまでの領域でソーシャルワークを意識した方向性が確認されるとともに、市民への直接支援だけではなく、住民自治や住民主体のまちづくりの観点から協働型政策形成を推進する役割が位置付けられている。また、上司が専門職でない場合が多く、専門的能力の育成指導の指標がない中、十分な指導ができない、あるいは専門的な業務目標や指標がないため専門的な努力が評価につながりにくい等の問題も挙げられており、それらへの対応として、社会福祉職に特化して経験年数や職位に応じた研修体系を設けているのは5自治体、業務の工程化・段階化した自己確認シートなど職場の業務目標やスキルを明確化するためのツールを作成しているのは2自治体、育成の連絡調整や進行管理のための体制を整備しているのは3自治体であった。

5. 考察

基礎自治体においては、複雑な福祉関連制度の理解や頻繁な制度改正への対応、社会福祉関係の計画策定業務や施策・事業の推進のための企画力・管理運営（ソーシャル・アドミニストレーション）、住民のニーズ把握やコミュニティオーガニゼーションなどのコミュニティソーシャルワーク、新しい政策・施策の企画立案などの取り組みを進めるため、制度を熟知し、豊富な経験を有する専門職員の必要性が高まっており、行政社会福祉職員の採用が進んでいる。しかしながら、その育成については、研修からキャリア形成まで含めて総合的に行っている自治体は少ない。一方で、方針等を策定して人材育成に取り組んでいる自治体では、行政社会福祉職員の専門性を再確認し、ソーシャルワークの機能と協働型政策形成を関連づけ、行政社会福祉職員が中核的な役割を果たせるよう、研修体系の構築や業務ツールの作成、推進体制の整備などシステム的な育成を行っている。

今回の調査は、政令指定都市の行政社会福祉職員に限ったものであるが、今後、権限移譲に伴い他の自治体においても専門的職員の必要性が高まること、また、社会福祉業務に携わる事務職員に対しても当然に社会福祉行政のアドミニストレーションを円滑に行う資質が求められることから更なる研究が必要である。